

議会だより **なががわ**



栃木県那珂川町

No.46

平成29年2月10日

**議会報告会
常任委員会意見交換会**

内容をお知らせします

主な内容

12月定例会の結果	(2P~5P)
ここが聞きたい! 一般質問(5人)	(6P~10P)
議会報告会・常任委員会意見交換会	(11P~15P)
議会・常任委員会の行政視察	(16P~17P)
議会・委員会のうごき	(18P~19P)
☆キラリ☆まちおこし・編集後記	(20P)

テーマ(伝えたい故郷の行事)
小正月のどんと焼き(久那瀬)

第7回
定例会

環境施策の総合推進へ

生活環境課を設置

住民生活課を住民課に改称、ともに平成29年4月から

- 条例 …… 町長、副町長及び教育長の給与の減額を継続制定、
課設置条例・税条例・水道事業等設置条例などの改正
- 補正予算 …… 一般会計、6特別会計
- 指定管理 …… ゆりがねの湯・定住センター

平成28年第7回那珂川町議会定例会は、12月6日に開会し、8日までの3日間の会期で行われました。一般質問のほか、条例制定・改正、施設の指定管理や平成28年度補正予算の審議などを行いました。

一般質問は、5人の議員が行いました。

今期定例会に付議された事件は、次のとおり19件が上程され、全ての議案は最終日の8日に可決されました。

- ・ 町長提案 議案 18件：町長等の給与減額条例の制定1件、課設置条例など条例の一部改正8件、施設の指定管理1件、一般会計及び特別会計の7件の補正予算、など
- ・ 議会提案 請願 1件：馬頭高校通学費等補助金交付制度等に関する請願

条例制定

三役給与の減額を継続

◆平成29年1月1日から同年12月31日までの間における那珂川町長、副町長及び教育長の給与の減額に関する条例

(全員賛成 原案可決)

平成28年の減額措置と同様に、平成29年の1年間、町長の給与を10%、副町長と教育長の給与を5%減額することとして、条例を制定したものです。

条例改正

「生活環境課」の設置
住民生活課を「住民課」に

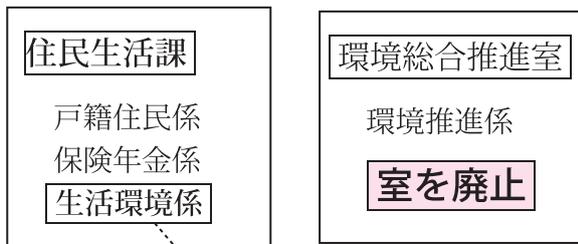
◆課設置条例の一部改正

(全員賛成 原案可決)

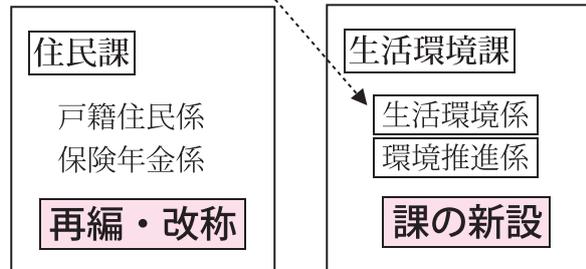
ごみ収集・し尿処理対策や不法投棄対策、環境基本計画、循環型社会の構築施策やエネルギー施策、県営最終処分場など、環境施策を総合的に推進し、窓口の一本化を図るため、平成29年4月から、

課の再編

【現行】



【再編後】 H29.4.1 から



- ・ 生活環境係：ごみ収集、し尿処理、不法投棄
- ・ 環境推進係：環境基本計画、循環型社会の構築、エネルギー、県営最終処分場
- ・ 各係の所掌事務に変更はありません。

【広報モニターより】前号の「健全化判断比率等の報告」はよくわからない。

環境総合推進室と住民生活課生活環境係を統合した「生活環境課」を設置し、住民生活課を「住民課」に改称することとして改正するものです。

質問 課と室の違いは。

答弁 室は目的に特化したものだが、現在の位置付けとしては同等となっている。

質問 環境総合推進室から生活環境課へ再編する意図は。

答弁 各市町村でも環境や生活の部門は一つの課で運営しており、関連する手続きが一方所で済むようにしている。

◆議会議員の報酬・費用弁償等条例の一部改正

◆町長等の給与旅費条例の一部改正

(全員賛成 原案可決)
人事院勧告に基づく国家公務員法の一部改正に準じて、議員、町長及び副町長、教育長の期末手当の支給月数を0・1月引き上げて年間3・25月に改めるなど、期末手当に関する条例の一部を改正したものです。

◆職員給与条例の一部改正

(全員賛成 原案可決)

人事院勧告に基づく国家公務員法の一部改正に準じて、職員給与を引き上げるもので、

①月例給を若年層に重点を置きながら平均0・2%の引き上げ、
②12月期勤勉手当の支給月数を0・1月引き上げ、
③扶養手当について3年間の段階的に、子については引き上げ、配偶者については引き下げ、

など、条例の一部を改正したものです。

◆職員の勤務時間等条例の一部改正

(全員賛成 原案可決)

長時間労働解消のための働き方を含めた生活スタイルを改革する国民運動に照らし合わせ、勤務時間の割振り及び早出遅出出勤、週休日(土日)の振替を可能とするため、条例の一部を改正するものです。

◆税条例等の一部改正

(全員賛成 原案可決)

地方税法及び所得税法の一部改正により、固定資産税等の課税標準の特例として「地域決定型地方税特例措置(わがまち特例)」を追加するため、条例の一部を改正するものです。

◆国民健康保険税条例の一部改正

(全員賛成 原案可決)

所得税法等の一部改正により、国民健康保険税の算定に、町民税で分離課税される特例適用利子等及び配当等を加えるため、条例の一部を改正するものです。

簡易水道事業を水道事業に統合

(法適化により上水道の一本化)

◆水道事業の設置等条例の一部改正

(全員賛成 原案可決)

町簡易水道事業を公営企業として、簡易水道事業特別会計を水道事業会計に統合するため、条例の一部を改正するものです。
〔現行の公営企業〕
・上水道
・東部地区簡易水道
〔統合される簡易水道事業〕
・小砂地区営農飲雑用水
・矢又地区簡易水道
・富山地区簡易水道
・大那地区簡易水道
・中部地区簡易水道
・北部地区簡易水道
・南部地区簡易水道
・西部地区簡易水道

質問 改正の法的根拠は。

答弁 国の経済財政運営等改革基本方針により簡易水道事業も公営企業として運営すべきとされ、法適化を進めるものである。

質問 会計統合によって、水道料金上がるのか。

答弁 統合によってすぐに改定する事はなく、適正な料金体制の計画を立てて検討していきたい。

指定管理

◆町温泉浴場ゆりがねの湯及び那珂川町定住センターの指定管理者の指定

(賛成多数 原案可決)

那珂川町温泉浴場ゆりがねの湯及び那珂川町定住センターの維持管理や運営、利用などについて、平成29年4月からの3年間、(株)高商事(高橋和夫代表取締役)を指定管理者として指定しました。

質問 現指定管理者の3年間の努力は評価されないのか。

答弁 同じスタートラインで町にふさわしい、しっかりとした事業者を選定したもので、他者の提案のほうが優れていたことになる。

【広報委員会より】財政状況を示す行政運営の指標なので、住民生活に直接関わってくるものではなく、理解しにくい面があります。

質問 地元雇用者はどのようになるのか。

答弁 希望者は残れるよう強く事業者者に強く要望していきたい。

補正予算

◆一般会計補正予算

(賛成多数 原案可決)

ライスセンター整備事業補助金や小学校エアコン設置事業費、臨時福祉給付金などの増額、人件費の減額など総額9億2500万円を増額しました。

・臨時福祉給付金事業費 5752万円

・障害者福祉サービス事業に係る経費 5725万円

・産地パワーアップ事業(ライスセンター整備事業)に係る補助 3億596万円

・企業誘致推進事業(企業立地奨励金)に係る経費 3957万円

・馬頭小学校施設整備事業(大規模改修工事・エアコン設置工事)に係る経費 4億8800万円

・馬頭東小学校・小川小学校施設整備事業(エアコン設置工事)に係る経費 7080万円

・職員人件費△1億2500万円など

質問 園芸作物振興対策の補助率と上限は。

答弁 資材に対して補助率1/2。パイプハウスの上限は150万円で、その他の資材についても補助がある。

質問 産地パワーアップ事業の農協ライスセンター設置補助金に関して、設置の総事業費と利用の対象範囲は。

答弁 総事業費は5億5630万円。白久に建設予定で、那須烏山市七合地区や那珂川町の近隣地区となる。

質問 馬頭小学校大規模改修工事に係る国からの補助金は、馬頭西小学校の統廃合が実現されない場合、返還となるのか。

答弁 一部返還があり得るかもしれないし、補助率が下がることもあり、確認していきたい。

◆ケーブルテレビ事業

特別会計補正予算

◆国民健康保険特別会計補正予算

◆介護保険特別会計補正予算

◆下水道事業特別会計補正予算

◆農業集落排水事業

特別会計補正予算

◆簡易水道事業特別会計補正予算

(いずれも全員賛成 原案可決)
6会計で総額3660万円を増額しました。

平成28年度一般会計及び特別会計補正予算

(単位:千円)

会計名	補正前の額	補正額	補正後の額
一般会計	10,406,000	925,000	11,331,000
ケーブルテレビ事業特別会計	478,000	△3,000	475,000
国民健康保険特別会計	2,520,650	34,000	2,554,650
介護保険特別会計	1,894,000	3,000	1,897,000
下水道事業特別会計	322,000	△10,000	312,000
農業集落排水事業特別会計	51,000	2,300	53,300
簡易水道事業特別会計	255,000	10,300	265,300

人 事

◆人権擁護委員の推薦意見

(全員賛成 原案可決)

渡邊 恵子 氏 (再任)

平成29年3月31日に任期が満了となる渡邊恵子氏(小川)を再任して、法務省に推薦することについて、議会の意見を求められたことから、異議なく賛同しました。

請 願

◆県立馬頭高等学校通学費等

補助金交付制度等に関する請願

・請願者

栃木県立馬頭高等学校

P T A会長 岡 道吉

同窓会長 大金 勇夫

・紹介議員

石田彬良議員、岩村文郎議員

・請願の趣旨

馬頭高校通学費補助の延長及び定住対策につなげる宿泊施設の設置

・審査経過

教育民生常任委員会に審査付託

・審査日 12月7日

・審査結果 採択

【広報モニターより】各議員の採決状況は、○●ではなく賛成反対の文字の方がわかりやすい。

第7回定例会(12月8日)の議案採決の状況

賛成:○ 反対:●

議案の内容		議員名	鈴木 繁	石川 和美	佐藤 信親	益子 輝夫	大森 富夫	益子 明美	大金 市美	岩村 文郎	川上 要一	阿久津 武之	石田 彬良	小川 洋一
議案第1号	人権擁護委員の推薦意見について	町長提出	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
議案第2号	平成29年1月1日から同年12月31日までの間における那珂川町長、副町長及び教育長の給与の減額に関する条例の制定について	町長提出	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
議案第3号	那珂川町課設置条例の一部改正について	町長提出	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
議案第4号	那珂川町議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正について	町長提出	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
議案第5号	那珂川町長等の給与及び旅費に関する条例の一部改正について	町長提出	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
議案第6号	那珂川町職員の給与に関する条例の一部改正について	町長提出	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
議案第7号	那珂川町職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例の一部改正について	町長提出	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
議案第8号	那珂川町税条例等の一部改正について	町長提出	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
議案第9号	那珂川町国民健康保険税条例の一部改正について	町長提出	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
議案第10号	那珂川町水道事業の設置等に関する条例の一部改正について	町長提出	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
議案第11号	平成28年度那珂川町一般会計補正予算(第4号)の議決について	町長提出	○	○	●	●	●	●	○	○	○	○	○	○
議案第12号	平成28年度那珂川町ケーブルテレビ事業特別会計補正予算(第1号)の議決について	町長提出	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
議案第13号	平成28年度那珂川町国民健康保険特別会計補正予算(第2号)の議決について	町長提出	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
議案第14号	平成28年度那珂川町介護保険特別会計補正予算(第1号)の議決について	町長提出	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
議案第15号	平成28年度那珂川町下水道事業特別会計補正予算(第2号)の議決について	町長提出	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
議案第16号	平成28年度那珂川町農業集落排水事業特別会計補正予算(第2号)の議決について	町長提出	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
議案第17号	平成28年度那珂川町簡易水道事業特別会計補正予算(第2号)の議決について	町長提出	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
議案第18号	那珂川町温泉浴場ゆりがねの湯及び那珂川町定住センターの指定管理者の指定について	町長提出	○	○	●	●	●	○	○	○	○	○	○	○
請願第1号	県立馬頭高等学校通学費等補助金交付制度等に関する請願について	委員長提出	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○

※塚田秀知議長は採決に加わりません。

【広報委員会より】「賛成」「反対」の文字にすると、かえって込み入った印象になって、見やすいとは言えないようです。

一般質問！ 大森富夫議員



大森富夫議員

- Q 馬頭管理型最終処分場について
- Q 町道備中沢線改良工事について
- Q 空き家空き地(宅地)対策について
- Q 障害者施策の充実について

い事業をしていく。

町道備中沢線改良工事

質問 産業廃棄物処分場とは関係なく、和見側入口の道路幅で全線を改良してもらいたい。

答弁 山間地で交通量も少ないことから、現在改良計画はない。

空き家空き地(宅地)対策

質問 空き家空き地対策の効果的な取り組みについて伺う。

答弁 9月定例会で別の議員の質問に答えたとおり、始まったばかりなので研究を進めながら取り組んでいきたい。

障害者施策の充実

質問 公共交通運賃割引制度を精神障害者にも適用できるような取り組みを伺う。

答弁 各公共交通機関で割引制度が定められており、那珂川町に乗り入れている公共交通機関では適用はないが、県内状況を把握して研究していきたい。

答弁 締結時期は、処分場事業の工事着手までに締結する予定である。

質問 PFI方式について住民から不安を持たれていると思うが、町の見解を伺う。

答弁 管理者である栃木県が決定したものであり、事業手法に意見はないが、県が責任を持って事業を遂行し不法投棄物を撤去してもらうことが重要である。

質問 PFI方式及びBTO方式の中で、住民監視システムはどこにどのように入るのか。

答弁 詳細はまだ決まっていないが、県が行うものと考えている。県、PFI事業者、町とで最終的には詰めていきたい。

質問 交付金5億円の用途についての考え方と計画を伺う。

答弁 地域振興計画の32事業中、町が行う27事業に活用していく予定である。

質問 小砂地区の事業や備中沢河川改修などの追加的事業は考えられるのか。

答弁 入っていないが、和見、小砂、小口の3地区については手厚

施設を設置しようとする者は知事の許可を受けなければならぬ)に照らして、どのような見解を持つか伺いたい。

答弁 法に基づいた段階を経るが、準備が複雑多岐にわたること理解いただきたい。

質問 放射性廃棄物を含む産業廃棄物を処分場に持ち込むことについて、きつぱりと反対を表明すべきではないか。

答弁 県と町が結ぶ環境保全協定で決定される事項であり、現段階では答えかねる。「ゼロ以外の物を入れたい、入れさせない」との発言はいたしかねる。

質問 受け入れ基準について、県との検討スケジュールを伺う。

答弁 県と協議していく。

質問 環境保全協定は、関係行政区分すべてと結ぶべきではないか。

答弁 環境保全協定は県と町が結ぶものであり、協定締結には町が責任を持って対応する考えである。

質問 協定締結までのスケジュールをどのようになっているか伺う。

馬頭管理型最終処分場

質問 処分場設置許可は現在も出ていないにもかかわらず事業が進められていることは、あまりにも不自然ではないか。

答弁 PFI事業者が決定し、詳細設計策定後、関係図書が整った時点で改めて設置許可申請書を提出すると聞いている。

質問 許可が出ない理由をはっきりさせるべきで、県に質す気はないか。

答弁 書類がそろっていないことが許可申請をまだ出さない大きな理由であり、町としても手続き上は何ら問題ないと考える。

質問 廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条(産業廃棄物処理

馬頭最終処分場、風評対策・安全対策は

(町長) 環境保全協定の協議で、
補償と発生時マニュアルを県と協議する

質問 県は10月13日、馬頭処分場運営に係る入札、PFI事業についての公告を行ない、事業に対する要求水準書が示された。

処分場の事業方式は、PFI法に基づき、本事業を実施する民間事業者が設計及び建設を行なった後、県に所有権を移転し、事業期間中は処分場の運営・維持管理を行うBTO方式とした。事業者は特別目的会社SPCとなり、事業運営そのものを民間会社が行うとなるともはや県営とは考えにくい。町が県営と認識する意義を伺う。



益子明美議員

答弁 管理者は県であり、BTO方式により建設後に所有権が県に移管となり、県職員が常駐すると聞いている。

監視業務は県が担い、住民による監視を含めたシステムを構築する予定である。

質問 SPCに、「創生なかかわ株式会社」は入るのか。

答弁 参加しない。

質問 埋立て終了後の管理期間がわずか2年間とされているが、この期間では住民の安心は得られない。町は納得しているのか。

答弁 「2年間」はPFI事業による管理期間であり、その後は県が管理する。

質問 「受け入れ廃棄物は、県と町が締結する環境保全協定等により変更する場合がある」とされているが、「変更する場合」とはどのような場合か。

答弁 「変更する場合」とは、処分場の基準内での変更提案であり、期間延長や受け入れ対象の変

更は、町と十分協議の上で決定されるものと認識している。

質問 廃棄物が集まらなかった場合の期間延長や、受け入れ廃棄物の内容変更を、町は認めるのか。

答弁 内容は文書にて明文化する。

質問 環境保全協定以外の協定はあるのか。

答弁 以外の協定の予定はない。

質問 要求水準書には、自由提案事業も掲載されているが、中間処理施設や焼却炉などの施設を受け入れるのか。

答弁 自由提案事業の内容は明らかになつていないが、県が承認する前に町と協議されるべきものと認識している。

質問 PFI事業によるリスク分担は具体性に乏しく、風評被害や施設の事故等による被害からの補償の記載が見当たらない。補償は、環境保全協定の中に明記されるのか。

答弁 風評被害等の補償は基本協定の中に明記されており、施設の事故等による補償についても、環境保全協定に盛り込まれるよう県に要望する。

質問 事業者が万が一破綻した場合、管理運営はどうなるのか。「破綻した場合は県が管理運営

すべき」と環境保全協定に明記すべきではないか。

答弁 破綻することがないよう、リスクの回避と監視のため県が事業モニタリングを実施することになる。

万一の場合、県が責任を持って対応することになり、何らかの担保が取れるよう県と協議する。

質問 県と町で締結した基本協定は、環境保全協定で遵守されるか。
答弁 当然、遵守されるものである。

質問 町が策定した地域振興策基本計画の風評被害防止策において、発生時対応マニュアルの作成や風評被害対策条例の制定について伺う。

答弁 風評被害等の防止策は環境保全協定の中で協議し、発生時のマニュアル等については県と協議していく。

質問 風評被害対策のための基金は、県だけでなく、町民の安全で安心な生活を守るために町も独自に設置して対策を講じるべきと考えるが、町の考えを伺う。

答弁 基金設置は県から聞いていない。風評被害等の補償については、環境保全協定の中で十分に協議していく。

ここが聞きたい

一般質問！ 益子明美議員

Q

馬頭最終処分場問題について

【広報委員会より】小さな工夫が大きな一歩となることを願っています。

一般質問！ 佐藤信親議員

受け入れ基準値の住民投票をすべきでは

(町長) 住民投票の実施にはなじまないものと考ええる



佐藤信親議員

環境保全協定締結に向けての 取り組み

質問 29年12月に事業者の決定・契約が県から示されている中で、環境保全協定については不透明な部分がある。協定締結に向けた取り組みを伺う。

答弁 先進自治体への聞き取り調査や協定書等の収集、関係部署での検討を行っている。

質問 事業者決定前に、協定内容の協議、議会への説明が必要ではないか。

答弁 協定は、事業者が決まって施設の具体的内容の詳細な実施

Q 環境保全協定締結に向けての取り組みについて

Q 個人番号カードを活用した住民票・印鑑登録証明書等の発行機の設置について

計ができてから締結することになり、平成30年9月頃の締結予定で検討している。

質問 協定締結前に、議会や町民への説明や事前の協議など、町独自に進めていく必要があるのではないか。

答弁 これまで手続的な協議を2回行なっただけで内容の協議はしていないが、29年中には基本的な内容の協議を済ませたい。

質問 協定締結前に町独自に取り組み、県から提示された内容と比較検討するなど万全を図る体制が必要ではないか。

答弁 町としての腹案を持って対応していきたい。

質問 放射性廃棄物の受け入れ基準値について、町の考えとして安心安全な値を表明して、協定の協議を進めていただきたいが。

答弁 保全協定締結前には明らかにしたい。

根拠なく数値を挙げることはできず、専門家や知識人の意見を聞いて勉強を重ねて発表する時期があると考ええる。

質問 自然界に無い放射線汚染物質は避けるべきで、子々孫々を考えて原子力等規制法による100ベクレル以下(1キログラム当たりの放射線量)を基準として検討していただきたい。

答弁 貴重な意見として賜りたい。

質問 受け入れ基準値について、協定締結前に議会及び町民に対して協議や説明会を開催する考えはあるか。

答弁 県と協議しながら、県との合同開催として考えていきたい。

質問 町民への説明は、町内各地区を廻って開催するのか。

答弁 これまでの例から町内一カ所になるものと考ええる。

質問 議会に対して、全員協議会等を随時開催して議員の理解が得られるよう進めるべきと考えるが。

答弁 ある程度のもまとまった時点で、時期も含めて検討したい。

質問 受け入れ基準値について、住民投票をする考えはあるか。

答弁 処分場建設の可否について議論してきたとおりで、住民投票の実施にはなじまないものと考ええる。住民、議会にも説明し意見等

を伺っていきたい。

質問 3・11以降と状況が変わって協定に受け入れ基準値が示される。

住民に理解をもらい、住民の意見を聞くために、住民投票を実施すべきではないか。

答弁 基準値の住民投票はそぐわないと考える。町民にはしっかりと説明していきたい。

個人番号カードを活用した 住民票・印鑑証明書等の 発行機の設置

質問 町外勤務者が多い中で、町民の利便性を考慮して、町内コンビニエンスストアに発行機を設置できないか。

答弁 利便性の向上から検討を進めてきたが、導入経費や先進市町の状況を踏まえ、費用対効果から導入は考えていない。

質問 住民サービスから、費用対効果だけでなく住民の利便性を優先した施策も必要ではないか。

答弁 住民サービスの向上は最も重要な施策と考えている。

毎週水曜日の窓口延長での利用数は、1日あたり10件弱である。

【広報モニターより】 議会での臨場感を出すための "硬い顔写真" だけにこだわらず、ソフトな顔写真やイラストなども検討してほしい。

集落営農の推進を図るための方策は

(町長) 地域の担い手を核に

地域営農集団の組織化を支援していく

総合振興計画における

農業問題の具体策

質問 営農集団化を進め、集落営農の推進を図るための具体的な方法を伺う。

答弁 地域の農産業等を受託する営農集団に移行可能な支援策を調査研究し、組織化に向けた会議や研修会を進めていく。

集落営農への意向がある地域や団体に対しても、積極的に対応して組織化を推進していきたい。

質問 集団化や組織化の推進のた



石川和美議員

め、具体的な方法を考えているか。

答弁 営農集団を組織化するには利益を確保するためのコスト低減が重要であり、現在の集団・集落から要望などを調査して、国県に事業メニューとして組んでもらえるよう要望していきたい。

質問 集団化を進めるために、農業公社のような組織を立ち上げる予定はないか。

答弁 地域の営農集団の組織化、法人化について積極的に支援したい。

農業公社は地域農業を継続する中心的役割を担う組織であり、役割や運営方法などの課題を、担い手農家・生産組織・JA等と協議していきたい。

質問 認定農業者が国県の補助を受けるための要件の1つに、年間所得500万円のハードルがある。施設園芸などで営農すれば可能性は大きくなるが、そのような営農指導をしていくのか。

答弁 所得500万円を目指す認定農業者を育成するため、町単独事業で園芸作物振興対策事業を設け、規模拡大、新規就農に対応したパイプハウスや資材導入の補助を用意した。国県事業と合わせた対策により認定農業者を増加させたい。

質問 農地の権利取得後における下限面積要件は50アールとなっているが、制限面積を下げられないか。

答弁 農業委員会において、農業経営には一定面積以上の農地が必要であり下限面積を引き下げる必要はないと決定されたが、個別案件については相談に応じたい。

質問 新規就農者を受け入れる場合、営農指導や経営相談の体制は準備されているのか。

答弁 営農指導はJAなどが行い、補助金は町が支援し、連携して対応していきたい。

質問 面積条件などで支援が受けられない耕作放棄地や遊休農地に対して、町独自の支援策は考えられないか。

答弁 町単独補助事業として耕作放棄地再生利用緊急対策事業がある。

国県事業採択要件に該当しない耕作放棄地を対象に、主食用以外の作物を栽培することとして、10アール以上の耕作放棄地解消に要する経費について、事業費の2分の1以内、50万円を上限に補助する。

質問 町が考える農業振興策で、本当に解消、防止ができるのか。

答弁 補助事業を用意して進めるのではなく、地域や住民から、これをやるために町やJAの支援はないかと、申し出てもらえるよう、住民のやる気を喚起する方策を考えてまいりたい。

地域から出された要望への対応

質問 白久地内町道や谷田地内農道の改良事業について、以前、地域から要望されたが、実現されていない理由を伺う。

答弁 白久の町道90号は、76号線を優先している。

谷田の広町線は、維持修繕で対応する。

質問 要望者への説明はどのようになつていったのか。

答弁 現地調査後、区長や代表者へ説明しており、今後も丁寧な説明に努めたい。

ここが聞きたい

一般質問！ 石川和美議員

Q 総合振興計画における農業問題の具体策について

Q 地域から出された要望への対応について

一般質問！ 益子輝夫議員

Q 第2次町総合振興計画について
Q 馬頭処分場に入れられると思われる放射能廃棄物(8000ベクレル以下)について

まちづくり3大プロジェクトの現状を聞く

(町長) 初年度であり、今後計画的に実行していく



益子輝夫議員

3大プロジェクトの進め方と現状

質問 第2次総合振興計画のまちづくり3大プロジェクトの方向性を伺う。

答弁 まちづくりの3大重点プロジェクトは、町の将来像の実現に向けた第2次総合振興計画の中で重点的に取り組むものである。

毎年度、事業効果を検証し見直しを図りながら、実行性を高めつつ着実に推進していきたい。

質問 「雇用の創出」推進プロジェクトの具体的な進め方を伺う。

答弁 具体的な施策は、地域の特

性を生かした農林漁業の確立、地域資源を生かした新産業の創出・育成、特産品の開発・販売促進など。

主な事業は、生ごみ堆肥化事業、森林資源開発事業、6次産業化等普及促進事業、八溝材の家促進事業、那珂川町地域創生活活性化推進事業などである。

質問 「結婚・出産・子育て」推進プロジェクトの具体的な進め方を伺う。

答弁 具体的な施策は、成婚につながるような活動の促進、子育て支援の充実など。

主な事業は、結婚促進事業、出産・子育て・教育まで子供の各成長期に合わせた切れ目のない子育て支援事業を推進していく。

質問 「新しい人の流れ創出」推進プロジェクトの具体的な進め方を伺う。

答弁 具体的な施策は、宅地分譲、空き家等の利活用の推進、観光資源の保護・利活用の推進など。

主な事業は、地域資源閲覧システム設置事業、宅地造成事業、子育て支援住宅整備事業、農ある田舎暮らし高手の里事業等である。

質問 現状を具体的に伺う。

答弁 本計画の初年度であり、今後、計画的に事業実行に向けて進めていく。

質問 新産業の創出に関して、温泉トラフグやホンモロコ他にどのようなことを考えているのか。

答弁 重点プロジェクトは各課にわたって進める事業であり、各課で定める部門別の計画に基づいて進行管理を図っていききたい。

放射能廃棄物の

馬頭処分場受け入れ

質問 処分場に入れられると思われる放射能汚染物質8000ベクレル以下の処理方法について、町長は、前回、「指定廃棄物は8000ベクレル以下になっては8000ベクレル以下になっては受け入れない」との答弁があったが、8000ベクレル以下の放射性廃棄物について、どのように考えているのか伺う。

答弁 8000ベクレルを下回っても、一旦指定廃棄物とされたものについては受け入れない考えである。

のについては受け入れない考えである。

質問 8000ベクレル以下の廃棄物は拒否しないということにならないか。どこを境に扱うのか、科学的根拠を示してほしい。

答弁 8000ベクレル以下は通常処理できることは環境省が示したことで、町としての基準は現段階では決めていない。

質問 「グリーンライフながわ」36号に、処分場に入れる方向で検討していることが書かれているが、どのように考えるのか。

答弁 受け入れ基準については今後検討することだが、処理方法は町が考えることではない。

質問 町内でも放射能汚染度が何百、何千ベクレルとあり、指定廃棄物が8000ベクレル以下になることもあり、処分場に持ち込まれない保証はなく、どのように区別するのか。

答弁 指定廃棄物とされる産業廃棄物は県内に2927トンあり、経過を把握しながら、指定廃棄物が8000ベクレル以下になっても絶対入れないと考えている。